

火葬場の 「火葬時刻」と 「使用料」が 変わります



火葬時刻は **平成30年1月4日** から
使用料は **平成30年4月1日** から

矢中斎苑の利便性向上と適正な管理運営のため、矢中町火葬場条例の一部を改正しました。改正により、火葬の時刻と使用料が変更となります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

● 火葬時刻の改定について

矢中斎苑の待合室ご利用時の混雑解消のため、平成30年1月4日から火葬時刻が次ページのとおりになります。

これまで午前中の火葬場使用が重なり、待合室を利用する際に混雑が生じるなど、不便な状況にありましたが、火葬時刻の間隔を空けることで解消されます。

● 火葬場使用料の改定について

施設設備の安定的な管理運営と修繕費用の増加に対応するため、平成30年4月1日から火葬場の使用料を値上げします。

矢中斎苑は昭和61年竣工の施設で、今年で築31年が経過し、年々維持管理費が増加しています。これは、ご遺体の状態が以前と比べて変化し、焼却温度が高温になり炉への負荷が増えているためです。

このような状況から、35年間、住民負担を避けるため改定を見送っていましたが、施設設備の安定的な管理運営、修繕費用増加に対応するため、次ページのとおり火葬場使用料の改定を行います。

● 矢中斎苑の利便性向上に向けて

矢中斎苑をこれからも心地よく利用していただくために、本年度は、待合室にエアコンを設置するとともにトイレの洋式化を行いました。

また、平成28年1月には矢中斎苑西側を整備し、新たに60台分の駐車スペースを確保しました。今後も矢中斎苑の利便性向上に向けて取り組んでいきます。



拡充した西側駐車場



写真右は待合室に設置したエアコン。男子・女子トイレには1つずつ洋式便器が設置されています。

●平成30年1月4日からの火葬時刻について

現行の火葬時刻 (平成29年12月31日まで)			➔	改定後の火葬時刻 (平成30年1月4日から)		
午前10時	午前11時	午後2時		午前10時	正午	午後2時

●平成30年4月1日からの火葬場使用料について

区 分	使 用 料				備 考
	町内居住者	改定後	町外居住者	改定後	
10歳以上の者	4,000円	10,000円	35,000円	50,000円	
10歳未満の者	3,000円	7,000円	25,000円	35,000円	
改葬の者	3,000円	7,000円	25,000円	35,000円	棺1基につき
身体の一部等	1,000円				1kgごと

※改定となった点は赤字で示しています。



現在の矢巾斎苑の様子



問い合わせ 火葬時間、使用料に関して詳しくは、役場住民課環境係 (☎ 611-2506)